

熊本県公立大学法人における重要な財産を定める条例の概要について

1 趣旨

地方独立行政法人法第 44 条第 1 項に規定する「重要な財産」を定めるもの。

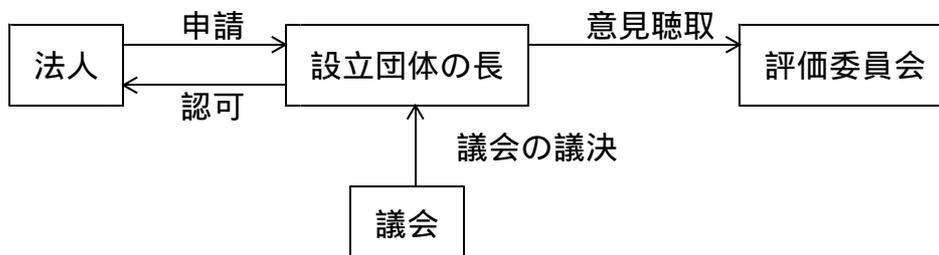
< 地方独立行政法人法 >

(財産の処分等の制限)

第 44 条 地方独立行政法人は、条例で定める重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、設立団体の長の認可を受けなければならない。

2 設立団体の長は、前項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

2 条例で定める重要な財産の処分の手続



3 条例で定める重要な財産

予定価格が 7,000 万円以上の不動産（土地については、その面積が 1 件 2 万平方メートル以上のものに限る。）、動産又は不動産の信託の受益権。

< 熊本県財産条例 >

(財産取得等の議決)

第 3 条 法第 96 条第 1 項第 8 号の規定により議会の議決を経なければならない財産の取得又は処分は、予定価格 7,000 万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については 1 件 2 万平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

4 先行公立大学法人に係る条例で定める重要な財産の状況

	重要な財産	予定価格	土地面積
秋田県	不動産、動産	7 千万円以上	2 万㎡以上
岩手県	不動産、動産、不動産の信託の受益権	〃	〃
長崎県	不動産、動産、不動産の信託の受益権	〃	〃
東京都	不動産、動産	2 億円以上	〃
横浜市	不動産、動産	1 億円以上	〃
大阪府	不動産、動産、不動産の信託の受益権	〃	〃
北九州市	不動産、動産、不動産の信託の受益権	4 千万円以上	1 万㎡以上

* 北九州市以外は、各都府県と公立大学法人の重要な財産は同じ基準。